

神奈川県認定生活困窮者就労訓練事業実施要領

令和5年4月11日

1 認定生活困窮者就労訓練事業について

認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、一般就労に就く上で、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間事業者（以下「事業者」という。）が認定を受けて実施する事業のことをいう。

2 認定を行う主体

神奈川県知事（以下「知事」という。）は、指定都市及び中核市を除く神奈川県内を所在地とする事業所（以下「事業所」という。）に係る就労訓練事業について、事業者の申請に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）で定める基準（以下「認定基準」という。）により認定を行う。

3 認定の対象

認定就労訓練事業は、事業所ごとに認定を行う。したがって、事業者が、複数の事業所において認定就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに申請を行い、認定を受けるものとする。

4 就労訓練事業の認定の取消

知事は、認定就労訓練事業が、認定基準に適合しないものと認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 報告徴収

知事は、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処するとされ（法第29条第2号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第30条）。

6 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項の第 2 種社会福祉事業である。

したがって、認定就労訓練事業を行う者は、同法第 69 条の規定に基づき、事業開始の日から 1 月以内に、知事に同法第 67 条第 1 項各号に掲げる事項を届け出なければならない。（ただし、常時保護を受ける者が 10 人に満たない認定就労訓練事業は第 2 種社会福祉事業には含まれない。）

7 認定基準の内容

則に定める認定基準の内容は以下のとおりである。

(1) 事業者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 認定就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 認定就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

(イ) 認定就労訓練事業の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(エ) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(キ) 破産者で復権を得ない者

(ク) 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者

(ケ) 上記のほか、その行った認定就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により認定就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

事業者は、認定就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア イに掲げる認定就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 認定就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 認定就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 認定就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) (ア) ～ (ウ) までに掲げるもののほか、認定就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

雇成型、非雇成型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当する場合には、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当しない場合にあっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

雇成型、非雇成型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当する場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

8 認定事務の流れ

(1) 申請【申請者】

就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に、イに掲げる種類を添えて、知事に提出しなければならない（則第20条）。

ア 認定申請書の記載事項

- (ア) 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の法人番号（行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条の規定により国税庁長官が指定した法人番号）
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (オ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (ク) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ケ) 就労訓練事業の定員の数
- (コ) 就労訓練事業の内容
- (サ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

イ 申請書に添付する書類

- (ア) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書のなど法人の財政的基盤に関する書類
 - (イ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - (ウ) 誓約書（様式第2号）
 - (エ) その他知事が必要と認める書類
- ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、イ（ア）～（イ）の添付は省略可とする。

(2) 受理【県】

知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(3) 審査【県】

知事は、認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

- ア 法人格を有すること。（則第21条第1号イ関係）

国税庁法人番号公表サイト等により、法人格を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

イ 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること。(則第 21 条第 1 号ロ関係)

提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基盤を有するかどうかを総合的に判断すること。

なお、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基盤を有すると判断して差し支えない。

なお、利用者の定員に対して事業所の従業員の数著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、事業者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。(則第 21 条第 1 号ハ関係)

誓約書により確認すること。

エ 認定就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること(則第 21 条第 1 号ニ関係)

事業の透明性を確保する観点から、支援体制や事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報について公開することを誓約書により確認すること。

オ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと。(則第 21 条第 1 号ホ関係)

誓約書、役員名簿により確認すること。

カ 就労支援等に関する責任者を配置すること。(則第 21 条第 2 号関係)

申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

キ 雇用を伴わない利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること。(則第 21 条第 3 号関係)

誓約書により確認すること。

ク 雇用を伴わない利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。(則第 21 条第 4 号関係)

誓約書により確認すること。

(4) 認定【県】

知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う(法第 16 条第 2 項)。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者

に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第3号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第4号）を送付することにより、その旨を通知する。

事業所に10桁のコードとする。

1～2桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの14を使用）

3～5桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの000を使用）

6～9桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10桁目 チェックデジット（モジュラス10 ウェイト3方式）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

└─┘
C/D

(5) 認定情報の登録等【県】

ア 認定情報の登録

知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、認定事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

イ 登録情報の共有

知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の自治体に提供する。

なお、各自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、受託者に情報を提供する。

9 事業開始後の手続

(1) 事業の開始

認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者等を受け入れることができる。なお、6の規定に基づき、当該事業の開始の日から1月以内に、知事に第2種社会福祉事業の開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。

なお、この際、認定事業者は、生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付する。

(2) 事業の変更

ア 事業変更の届出

認定事業者は、就労訓練事業について、8（1）アに掲げる事項（8（1）ア（オ）～（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、8（1）ア（オ）～（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事後届出事項については様式第5号、事前届出事項については様式第6号）により、知事に届け出なければならない（則第22条）。

また、第2種社会福祉事業の届出をしている場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要である。

イ 認定情報の変更登録等【県】

（ア）認定情報の変更登録

知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

（イ）変更登録に係る情報の提供

知事は、当該変更登録に係る情報を管内の自治体に提供する。

なお、各自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者
に情報を提供する。

（3）事業の廃止

ア 事業廃止の届出

認定事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第7号）により、その旨を知事に届け出なければならない（則第23条）。

また、第2種社会福祉事業の届出をしている場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要である。

イ 認定情報の廃止登録等

（ア）認定情報の廃止登録

知事は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「廃止登録」という。）を行う。

（イ）廃止登録に係る情報の提供

知事は、当該廃止登録に係る情報を管内の自治体に提供する。

なお、各自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者
に情報を提供する。

10 報告徴収に関する留意事項

自立相談支援機関や認定就労訓練事業の利用者から、認定事業者の運営に関して疑義が生じた場合には、まずは認定事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう努める。

なお、認定事業者が正当な理由もなくこれに応じない場合などは、法第 21 条第 2 項に基づく報告徴収を行うことができる。

報告徴収は、報告徴収書（様式第 8 号）により行うこととし、認定事業者に対して文書により報告を求めることとする。

なお、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能とするが、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

また、報告徴収を行う際は、認定事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明する。

11 認定取消に関する留意事項

知事は、認定事業者の行う認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第 16 条第 3 項に基づき、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第 9 号）により、当該認定を取り消すことができる。

なお、就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当しない。

認定取消の判断に当たっては、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、認定事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。

認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（参考様式 8）により、その旨を認定事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。